

多賀城市告示第 89 - 4 号

多賀城市介護予防・日常生活支援総合事業における緩和した基準によるサービス事業(通所型サービス A)実施要綱を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 1 日

多賀城市長 深谷 晃祐

多賀城市介護予防・日常生活支援総合事業における緩和した基準によるサービス事業(通所型サービス A)実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、多賀城市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成 28 年多賀城市告示第 15 - 2 号。以下「総合事業実施要綱」という。)第 3 条第 1 号イ(イ)に規定する緩和した基準によるサービス事業(以下「通所型サービス A」という。)の実施に関し、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、総合事業実施要綱及び多賀城市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱(平成 28 年多賀城市告示第 15 - 4 号)において使用する用語の例に定めるところによる。

(一般原則)

第 3 条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定事業者は、通所型サービスAの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 指定事業者は、サービスを提供するに当たっては、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（基本方針）

第4条 通所型サービスAは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、運動機能向上、認知機能向上等の介護予防プログラムを実施するとともに、通いの場を提供することによって、利用者の社会参加や他者との交流を継続的に支援することで、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（利用回数及び利用時間）

第5条 通所型サービスAの利用回数は、次に掲げる回数を目安とし、介護予防支援事業者等が作成する介護予防サービス・支援計画書により決定する。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りではない。

- (1) 事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197条）様式第1の質問項目に対する回答の結果に基づき、様式第2に掲げるいずれかの基準に該当する者をいう。以下同じ。）及び要支援1の者は、週1回とする。

(2) 要支援 2 及びこれに相当する者は、週 2 回とする。

2 利用時間は、1 回の利用につき 90 分以上 120 分以内での実施とする。

(従業者の員数)

第 6 条 指定事業者が当該事業を行う事業所（以下「事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、利用者数が 15 人までの場合にあっては専従 1 以上、15 人を超える場合にあっては、15 人を超える部分の数を 5 で除して得た数に 1 を加えた数以上とする。

(管理者)

第 7 条 指定事業者は、事業所ごとに管理者を置くものとする。

2 前項に規定する管理者は、事業所ごとに専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、当該事業所の管理上支障がない場合はこの限りでない。

(設備、備品等)

第 8 条 指定事業者は、事業所において、通所型サービス A の提供に必要な場所を確保するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、通所型サービス A の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する必要な場所の広さは、3 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

3 第 1 項に掲げる設備は、専ら当該通所型サービス A の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所型サービス A の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(内容、手続の説明及び同意)

第 9 条 指定事業者は、通所型サービス A の提供の開始に際し、あらかじめ通所型サービス A の利用申込者（以下「利用申込者」という。）又はその家族に対し、事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）の概要、通所型サービス A 従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

（提供拒否の禁止）

第 10 条 指定事業者は、正当な理由なく通所型サービス A の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第 11 条 指定事業者は、事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に通所型サービス A を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な通所型サービス A を提供することが困難である場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第 12 条 指定事業者は、通所型サービス A の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の申請又は事業対象者の認定の有無及び有効期間を確認するものとする。

（心身の状況等の把握）

第 13 条 指定事業者は、通所型サービス A の提供に当たっては、利用

者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス、福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第14条 指定事業者は、通所型サービスAを提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定事業者は、通所型サービスAの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスの提供）

第15条 指定事業者は、介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該計画に沿った通所型サービスAを提供しなければならない。

（介護予防サービス・支援計画書等の変更の援助）

第16条 指定事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（サービスの提供の記録）

第17条 指定事業者は、通所型サービスAを提供したときは、その提供日及び内容、当該通所型サービスAについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける通所型サービスAに要した費用の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定事業者は、通所型サービスAを提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第18条 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する通所型サービスAを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所型サービスAに係る通所型サービスA費用基準額から当該事業者に支払われる通所型サービスAに要した費用の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所型サービスAを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、通所型サービスAに係る通所型サービスA費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定事業者は、前2項に掲げるもののほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 前号に掲げるもののほか、通所型サービスAにおいて提供される

便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 指定事業者は、第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第19条 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所型サービスAに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した通所型サービスAの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第20条 指定事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なく通所型サービスAの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態又は事業対象者の状態の程度を悪化させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第21条 指定事業所の従業者は、現に通所型サービスAの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第 2 2 条 指定事業所の管理者は、当該事業所に勤める従業員の管理及び通所型サービス A の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定事業所の管理者は、当該事業所の従業員に本要綱の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第 2 3 条 指定事業者は、指定事業所ごとに、次に掲げる事項を内容とする運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 通所型サービス A の利用定員
- (5) 通所型サービス A の内容、利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第 2 4 条 指定事業者は、利用者に対し適切な通所型サービス A を提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確

保しなければならない。その際、当該指定事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

3 指定事業者は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的
に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的
に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（業務継続計画の策定等）

第25条 指定事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者

に対する通所型サービス A の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、従業者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（定員の遵守）

第 26 条 指定事業者は、利用定員を超えて通所型サービス A の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

（非常災害対策）

第 27 条 指定事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（衛生管理等）

第 28 条 指定事業者は、従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を

講じなければならない。

3 指定事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該事業所において、従業者に対し、感染症の予防、まん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（掲示）

第29条 指定事業者は、指定事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービス事業の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（秘密保持等）

第30条 指定事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ書面により得ておかなければならない

(広告)

第31条 指定事業者は、事業所について広告する場合において、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第32条 指定事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第33条 指定事業者は、提供した通所型サービスAに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定事業者は、提供した通所型サービスAに係る利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第34条 指定事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した通所型サービスAに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定事業者は、指定事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して通所型サービスAを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても通所型サービスAの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第35条 指定事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第36条 指定事業者は、指定事業所ごとに経理を区分し、通所型サービスAの事業の会計とその他事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第37条 指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 通所型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービスA計画(以下「通所型サービスA計画」という。)(作成した場合)

(2) 第16条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第19条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第34条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(通所型サービスAの基本取扱方針)

第38条 通所型サービスAは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定事業者は、自らその提供する通所型サービスAの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、利用者が要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを意識してサービスの提供に当たら

なければならない。

4 指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができ
るような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定事業者は、通所型サービス A の提供に当たり、利用者とのコミ
ュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者
が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければなら
ない。

(通所型サービス A の具体的取扱方針)

第 39 条 通所型サービス A の方針は、第 4 条に規定する基本方針及び
前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるもの
とする。

(1) 通所型サービス A の提供に当たっては、サービス担当者会議を通
じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれてい
る環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとし
る。

(2) 指定事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の
状況及び希望を踏まえて、通所型サービス A 計画を必要時作成する
ものとする。

(3) 通所型サービス A 計画は、既に介護予防サービス・支援計画書が
作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

(4) 指定事業所の管理者は、通所型サービス A 計画の作成に当たって
は、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者
又はその家族の同意を得なければならない。

- (5) 指定事業所の管理者は、通所型サービス A 計画を作成した際には、当該通所型サービス A 計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 通所型サービス A の提供に当たっては、通所型サービス A 計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 通所型サービス A の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 通所型サービス A の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 指定事業所の管理者は、通所型サービス A 計画に基づく通所型サービス A の提供の開始時から、少なくとも 3 月に 1 回は、通所型サービス A 計画に係る利用者の状態、利用者に対するサービスの提供状況等について、サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、通所型サービス A 計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも 1 回は、当該介護予防サービス・支援計画書の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- (10) 指定事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (11) 指定事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応

じて通所型サービスA計画の変更を行うものとする。

(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する通所型サービスA計画の変更について準用する。

(13) 指定事業所の管理者は、通所型サービスA計画を作成していない場合は、少なくとも毎月1回、通所型サービスAに係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護支援事業者等に報告するものとする。

(通所型サービスAの提供に当たっての留意点)

第40条 通所型サービスAの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、通所型サービスAの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) 指定事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第41条 指定事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、そ

の事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の供与)

第42条 指定事業者は、当該事業を廃止又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

(1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

(2) 廃止し、又は休止しようとする理由

(3) 現に事業を受けている者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(電磁的記録等)

第43条 指定事業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この告示の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識すること

ができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定事業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この告示の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(補則)

第44条 この要綱に定めるもののほか、当該サービスの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間、第24条第2項、第24条第4項、第25条第1項、第28条第3項までの規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。